



生物多様性について、 いつ理解を深めるべきか？ 今でしょ！

横浜国立大学大学院環境情報研究院
准教授

及川敬貴

最近、ある予備校のコマーシャルが話題になりました。各科目の人気講師が一言ずつ何かを語っていくのですが、最後の国語担当の講師が次の決め台詞を発します。「いつやるか？ 今でしょ！」受験勉強を始めるのであれば、今すぐに取り掛かれ。そうしなければ、志望校合格という栄冠はつかめない。こうした含意を込めた短いフレーズを、挑発的なカメラ目線で訴えかけた映像には、かなりの反響があったそうです。

それでは「生物多様性」についてはどうでしょう。いつ理解を深めるべきか？やはり、今なのかもしれません。その根拠となりそうな情報をいくつか示したいと思います。

1 生物多様性はルールとなった

生物多様性とは、桜やカエルやカブトムシ等の生物が「たくさん」存在することを意味するものではありません。一つの生物種の中のいろいろな遺伝子や森や川や砂漠等のいろいろな生息地も必要です。また、「いろいろな」というのですから、美しい生物や貴重な生物だけを守るだけでは足りません。どこにでも見られる生物や里地里山などの見なれた景観なども大事になってきます。これらの点が、美しいものや貴重なものにフォーカスしがちな「自然保護」との大きな違いです。

ただし、「生物多様性とはこうした意味ですよ」と言うだけなら、日常生活に大きな影響はありません。言うだけならタダなのです。しかし状況が変わり始めました。生物多様性が社会のルール（例：条約や法律）になってきているのです。わが国は1993年以来、生物多様性条約の締約国であり、2008年には生物多様性基本法を制定しまし

た。また、この10年ほどの間に、既存の多くの法律の中に生物多様性関係の規定が続々と入り込み、現在も増殖中です。図1をご覧ください。

なぜこれが大変なことなのか。大雑把に言えば、条約や法律といったルールには、パワー（いわゆる権力）が書きこまれるから大変なのです。つまり、何か（例えば、生物多様性）が条約や法律に書きこまれると、これからの社会は、その何か（＝生物多様性）を理由として、特定の行為をするよう求められたり、逆に別な行為を禁止されたり、といった社会になっていくということです。

一つの興味深い変化を紹介しましょう。これまで多くの自治体では、土地を開発して工場やゴルフ場などにしようとする私人に対して、一定程度の広さの緑地を確保するよう求めてきました。それでは、そうした緑地が、苗木の値段が安い、しかも単一の外来植物で確保されたらどうなるでしょうか。おそらく、見た目は緑でも、そこは地域の動植物にとっても住みにくい場所となる違いありません。緑が「たくさん」あればよいという発想なら、それでもかまわないのですが、生物多様性がルールになってくるとそうはいきません。

「たくさん」あるだけでは足りない、いろいろな生物やその生息地にとって「よりよい」緑が必要というようになってきます。2013年から、愛知県がこうしたスタンスでの政策変更にとりかかるそうです。おそらく、これからの数年で多くの自治体が同様の方向へと舵を切るでしょう。生物多様性がルールとなることによって、土地利用への新たな制限が課される具体例です。

なお、生物多様性は、今後、さらに別な問題も突き付けてくるかもしれません。たとえば、Aさ

表1 諸法の環境化化(の一例)

1997年	河川法改正	治水と利水に加え、河川環境の保全を法律の目的に明記(1条)。樹林帯を河川管理施設として特定(3条2項)
1999年	海岸法改正	国土保全や災害防止に加えて、「海岸環境の整備と保全」や「公衆の海岸の適正な利用」を法律の目的に明記(1条)
1999年	食料・農業・農村基本法制定	農業基本法を改正して、「自然環境の保全」を含めた農地の多面的機能の増進を政策課題に掲げる(3条)
2001年	森林・林業基本法改正	森林の有する多面的機能として、「自然環境の保全」や「地球温暖化の防止」を明記(2条1項)
2001年	水産基本法制定	水産漁業関係の法律として初めて、「水産資源が生態系の構成要素である」(2条2項)ことを法律に明記
2001年	土地改良法改正	目的及び原則の部分へ「環境との調和に配慮しつつ」との文言を追加(1条2項)。これをうけた施行令でも「環境との調和に配慮したものであること」を事業の施行に関する基本的要件として追加(2条6号)
2004年	森林法改正	森林の環境保全機能の観点から、要間伐森林(間伐又は保育が適正に実施されていない森林で、これらを早急に実施する必要のあるもの)を強制的に管理する仕組み(施業の勧告や立木の所有権移転等について協議すべき旨の勧告)の導入(10条の10及び11)
2004年	文化財保護法改正	里山を含んだ文化的景観を新たに保護対象として位置付け(134条以下)

出典) 拙著『生物多様性というロジック』64頁より。

んの土地の上の生物や生態系は、Aさんの財産権の一部なのでしょう。しかし、それらの情報（例：どのような貴重種がどの程度生息しているか）は本当にAさんだけのものなのでしょう。それとも、Aさんも含めた地域みんなのものなのでしょう。また、そうした情報をだれがどのように使えるのでしょうか等々。海外ではこうした問題が裁判になりかけた、という事例もすでに存在しているのです（ご関心のある方は拙著『生物多様性というロジック』174頁などをご覧ください。）。

2 生物多様性がビジネスチャンスとなっている

企業関係者にとっては、こちらがより重大事かもしれません。わたしたちは、生物多様性を確保することで、多くの恵みが得られることを経験的に学んできました。湿地が汚水を浄化してくれたり、雪山がスキーというレクリエーションの場となったり、森林が二酸化炭素を吸収してくれたり等々。近年、これらの恵みを金銭的に評価して、株式のように市場で取引することが海外での一つのトレンドとなっています。

たとえば、ある事業者が、湿地再生事業によって1万㎡の湿地Bを再生させたとしましょう。湿地Bの機能が回復したということで、県は、この事業者に対し、売買可能な100クレジットを認定しました。事業者はこれを1クレジット当たり80万円で市場へ売りに出します。しばらくすると、60クレジット分について買い手が現れました。湿地Aの近隣のC市です。道路の拡幅工事による湿地D（C市内）への悪影響を代償するために40クレジットが必要というのです。こうして湿地Bを再生した事業者は4800万円を手にすることができました。事業者は、次の事業展開へ向けての資本を獲得する一方で、C市は自らの開発行為によって湿地Dを破壊してしまった代りに湿地Bの再生に貢献することができたこととなります。

この話に対しては、一つの疑問が呈されるかもしれません。C市が必要としていたのは、40クレジットであるのに、なぜ60クレジットを購入したのか。実はC市では、残りの20クレジットを保有して、将来どこかへ売却しようと考えています。このクレジットの売却価格が将来値上がりすることを見込んでいるのです。株と同じです。C市は、このクレジットからキャピタル・ゲインを得られるかもしれません。

このようにして、生物多様性が「ストック」可能な形になると、売り手と買い手はもちろん、それらを媒介する金融機関やブローカーなどにとっても、ビジネスのチャンスが広がっていく可能性があります。日本で生活していると、こうした話が夢物語のように感じられますが、最近の報告書によれば、こうした市場の規模は、全世界で年間24～40億USドル（1920～3200億円）に達しているといわれています（2011年当時）。

3 生物多様性が日本と地域社会を救う

最後の点は、やや大きさに聞こえるかもしれませんが。しかし、たとえば、ペニシリンなどの多くの医薬品が、生物種やその遺伝子の機能を利用して、ないしはそこからヒントを得て開発されてきたことはよく知られています。わが国は「資源小国」とみなされてきましたが、世界屈指の広さをもつ排他的経済水域に目を向けるならば、そこには今後の科学技術開発に役立つ資源が無尽蔵に存在しているといえるのかもしれませんが。生物多様性の観点から見れば、20世紀の資源小国であった日本が21世紀の資源大国になる可能性さえあるのです。

一方、生物多様性がわが国の地域社会に及ぼす影響はどうでしょうか。近年の興味深い現象の一つなのですが、自治体がそれぞれ独自の「戦略」を作り始めました。生物多様性地域戦略と呼ばれるもので、法律（生物多様性基本法13条）に根拠規定があります。面白いのは、それぞれの戦略に沿った形で、各自治体が斬新な政策を打ち出し始めたことです。上述した愛知県の「よりよい」緑を保全する政策も、原初的なアイデアはまず、同県の地域戦略の中で示されました。

生物多様性の中身、つまり、人々と生物種との「つきあい方」は地域ごとに違います。この違いが、地域の新しい価値になるかもしれません。たとえば、地域で見なれた生物種や自然の風景等に、現代的な価値を見いだすことはできないでしょうか。先日、札幌市の中心部に開通した新たな地下通路を歩く機会がありました。素晴らしいと思ったのは、通路に入ってすぐに、アイヌ民族（北海道の先住民族）の伝統的な織物がタペストリーのように並んでいたことです。アイヌ民族が北海道の風土や生物種との「つきあい」の中から生み出してきたデザインが、現代的な地域都市デザインの一部になる。そのような価値と可能性を感じました。しかし、残念なことに、わずかに数秒歩いただけで、その感覚は萎んでしまいました。そうした空間が確保されていた部分はわずかであり、その後は日本のどこでも見かけるような無機質の地下通路が続くばかりだったからです。北海道や札幌市等の今後の地域戦略に期待したいところです。

正直なところ、筆者も10年ほど前までは、生物多様性と言われてもピンきませんでした（環境法学者という仕事柄、いろいろと尋ねられるので、わかっているようなフリをしていました。）。しかし、まじめに勉強しなければならぬと思い、いろいろと調べ始め、拙著『生物多様性というロジック—環境法の静かな革命』（勁草書房、2010年）の執筆に着手する頃までには、「これは大変な変化が起きつつある」と実感するようになりました。この小稿で紹介したこと多くは、同書の記述をベースとしています。生物多様性とこれからの社会の行方について、さらに詳しく、かつ、具体的に知りたいと思われた方は同書をお手に取ってご一読いただければと思います。